

屋外広告物等許可申請書

(提出先)

川越市長

令和3年 4月 1日

申請者 住所 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

氏名又は名称 川越 ときも

本人（代表者）の自署による署名又は記名押印をしてください。

電話 049-224-8811

次のとおり屋外広告物等を表示・設置したいので、川越市屋外広告物条例 第6条第1項 の規定
第7条第5項 により申請します。

種類・数量・規模並びに表示・設置の場所及び期間	種類	サインポール		数量	1基
	規模	(縦) 3m×	(横) 2m×	(面数)	(合計面積) = 6 m ²
	表示・設置の場所	川越市元町1丁目3番地1		表示・設置の期間	令和3年5月1日から 令和6年4月31日まで
工事予定期間	令和3年4月20日から 令和3年4月30日まで				
	住所	氏名	電話		
工事施工者	川越市元町1丁目3番地1	株式会社 ときも	049-224-8811		
意匠設計者	川越市元町1丁目3番地1 5F	都市景観課	049-224-5961		
管理者	川越市元町1丁目3番地1 5F	都市景観課	049-224-5961		
	資格	川越市特例屋外広告業届出済業者 屋外広告物等講習会修了者・屋外広告士・ その他 ()			第 10000 号
道路占用許可の年月日及び番号	令和3年4月1日	手数料	2,100 円		
	第 10000 号	※道路占用が有る場合			
※ 受付	※	第 年 月 日			号
	申請者 様	川越市長			国
		年 月 日付けで申請のあった屋外広告物等の表示・設置については、 申請のとおり (許可する ・ 許可しない) 。			
	許可の期間	※ 年 月 日から 年 月 日まで			
	許可の条件	※			

注 1 法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印の欄には記入しないこと。

添付図書

書類等	備考
案内図	設置場所を明確にすること。 申請する屋外広告物が2個以上のときは、それぞれに番号をふること。
配置図	隣地からの境界線、官地（道路など）との境界線を明確に記入すること。 道路、鉄道からの距離を記入すること。 申請する屋外広告物の場所を明確にすること。 (建造物利用広告の場合は、他の建造物利用広告についても記入すること。)
状況カラー写真	・ 申請する屋外広告物の周囲の最近の状況が解かるようなものであること。
設計図書	・ 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等について記載すること。 (縮尺 1/30程度)
承諾書等	自己以外のものが管理し、又は所有する土地、建物、工作物を利用して屋外広告物を表示等しようとする場合は、承諾書、契約書等又はその写しを添付すること。 国道、県道、市道の上空を占用するときには、道路管理者の許可書又はその写しを添付すること。
屋外広告物等安全点検確認書	・ 既に設置されている掲出物件で、設置した日から3箇月を経過した掲出物件に屋外広告物を表示しようとする場合は提出すること。 ・ 管理者が置かれているときは、その者が確認を行うこと。
管理者の資格を証する書面又はその写し	・ 4メートルを超える屋外広告物を表示等する場合は、次のいずれかの書面又はその写しを添付すること。 ① 川越市屋外広告業登録通知書（特例含む） ② 屋外広告物等講習会修了証書 ③ 都道府県、指定都市、他の中核市が屋外広告物法第9条第1項の規定により開催する講習会を修了した者であることを証するもの ④ 屋外広告士登録証 ⑤ 屋外広告物法に基づく登録試験機関が行った試験に合格した者であることを証するもの ⑥ 職業能力開発促進法に基づく美術仕上に関する職業訓練指導員免許、技能検定合格証、職業訓練証書 ⑦ 屋外広告物等講習会修了者等認定証
手数料	窓口にて現金で支払うこと。 屋外広告物等の種類によって単価が異なるので注意すること。
その他	正副2部提出すること。